

産業廃棄物のマニフェスト制度に係るオンライン利用率引き上げの進捗報告①

1. 経緯

(1) 基本計画の策定、公表

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）の「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引き上げ」の方針に基づき、規制改革推進会議デジタルガバメントワーキング・グループにおいて、「産業廃棄物のマニフェスト制度」が対象手続の1つとされた。

これを受け、令和2年12月に「オンライン利用率引き上げの基本計画」を策定し、環境省ウェブサイト公表した。

(2) 基本計画の見直し、改定

基本計画は、取組の進捗確認や第三者チェックの結果を踏まえて必要に応じて見直しを行い、改定することとしており、令和3年4月に改定を行った。

2. 基本計画の概要

(1) オンライン利用率目標・達成期限

産業廃棄物のマニフェストの交付・登録件数（電子及び紙の合計で年間約5000万件と推計）に占める電子マニフェストの登録件数の割合を、令和4年度までに70%とする。

(2) 課題及び中間評価指標（KPI）

課題①電子マニフェストシステムが難しい等の理由で導入に踏み切れていない事業者がいる。

→令和4年度までに、未加入事業者向けの説明会を計50回開催する。

課題②排出事業者と処理業者の両方が加入しなければならず、一方の加入では使用できない。

→令和3年度までに、国、地方公共団体及び業界団体に対して、協力依頼及び要請を行う。

課題③排出事業者がマニフェストを導入するメリットが不足している。

→令和3年度までに、行政の保有する業許可取消情報等の照合機能を構築する。

3. 進捗状況

(1) オンライン利用率（電子化率）

オンライン利用率は令和2年度末に65%となり、前年度から2ポイント増加した。さらに、令和3年6月末時点では67%と、令和4年度70%の目標達成に向け、着実に向上している。

(2) 基本計画に基づくアクションプランの主な実施状況

<課題①関係>

- 令和2年12月以降、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWセンター）において、電子マニフェスト未加入者向けに、webでの電子マニフェスト導入実務説明会を13回開催した。
- 令和3年3月に、産業廃棄物処理に係る業種別事例集の金属関連産業編を作成した。

<課題②関係>

- 令和3年7月に、都道府県・政令市に対し、i)未加入の排出・処理事業者への加入促進、ii)発注公共工事における利用促進、iii)排出事業者としての利用促進を依頼する文書を発出

<課題③関係>

- 電子マニフェスト利用者が許可取消処分を受けた事業者名を入力すると警告画面が表示されるようにする等の機能追加に係るシステム改修を実施中。（本年秋目途に一部リリース予定）
- 令和2年4月からの電子マニフェストの一部義務化について、都道府県・政令市を通じて確認した結果、義務化対象となっている排出事業者の98%が電子マニフェストを利用しており、残る事業者に対しても都道府県・政令市による確認・指導が行われていることを確認した。